

平成26年7月25日開催

新庄市農業委員会第2回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年7月）議事録

1. 開催日時 平成26年7月25日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	清水 清秋
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	今田 栄二
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 4 号 農用法第 5 条の規定による許可の取消について
- 日程第 6 議案第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 2 号 農業者年金に関する裁定請求等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 26 年度新庄市農業委員会第 2 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 21 名でございます。選挙による委員の出席は 16 名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 2 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第 19 条第 2 項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に11番の小嶋忠昭委員と20番の三原常男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの3件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、報告させていただきます。7月24日に△△さんに聞き取り、確認したところ適正であると判断します。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区2番についてお願いします。

○20番

新庄地区2番について、7月23日に現地調査したところ、事由は詳細のとおり、適正であると認め、許可相当と判断いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○18番

八向地区1番について、7月23日に調査をした結果、経営移譲年金受給のため、同一世帯、親子間での使用貸借権の再設定であります。いずれの農地も適正に管理されており、

なんら問題ないと判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番について調査報告をいたします。7月23日に現地調査をした結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で3件ございましたので、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、調査月日は7月23日、双方に調査した結果、問題ありませんでしたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区2番についてお願いします。

○3番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2番について、7月

22日に現地調査、並びに代理人である行政書士に聞き取りをした結果、適正であると判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区3番についてお願いします。

○19番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区3番について、7月23日に調査確認をいたしました。以前申請がありましたヤマザワの造成地に隣接する田んぼでありまして、仮設道路の一時転用ということで問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第4号農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを上程します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第4号農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、稲舟地区1番についての調査結果の報告をさせていただきます。7月24日に関係者に確認したところ、事務局の説明のとおり問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上でございます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番についての調査報告をお願いします。

○20番

農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について、7月23日に現地調査をし、双方に電話連絡をして確認したところ、事由は事務局の説明のとおりあり、問題ありませんでしたので、よろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決承認されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの7件につきまして議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第2号農業者年金に関する裁定請求についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第2号農業者年金に関する裁定請求について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第2号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第2号農業者年金に関する裁定請求等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年7月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 小嶋 忠昭

議事録署名委員 三原 常男